(様式1-2)新規評価シート

農政部

農地整備課

(标	スー	一乙)和:	規評価:	ノート				1			農政部		是地整備 認
事業名				県営中山間総合整備					川名等			_	
事業毎の通番		1 市町村名 阿南町 箇所名(ふりがな)						ふりがな)	あなん(あなん)				
	事業目的	本地区は、水稲を中心に野菜・果樹や畜産との複合経営を行っているが、農業者の減少と高齢化、農業用用排水施設の や農道の未整備により荒廃農地が増加している。 農業生産基盤の整備と併せて文化伝承施設など農村環境の整備を総合的に行うことで、五穀豊穣など農村の祭り文化の 発信し、都市住民にふるさと納税をしてもらうことで、返礼米である「あなんの誉」の生産を拡大し、荒廃農地の解消と地域の を図る。											の魅力を
	しあわせ信州創造プラン2.0 における位置付け			2-4 収益性と創造性の高い農林業の推進					実施の 去令等		土地改良法		
	関連する事業、計画等			第3期長野県食と農業農村振興計画、第8次長野県土地改良長期計画、阿南町総合計画									
事業概要	保全対象·範囲 受益対象·範囲			受益面積: 76.2ha 受益戸数: 281戸									
	着手年度 2021:		2021年	F度(R3) 事業期間 64			手間 事業費		財源内訳(千円)				
	完成年度(見込み) 2026		2026年	度(R8)	費用対効果 1		.2	(TIII)		その他	県債	一般財源	
	(ナケエ経)			改修 L=1,900m 農業集落道改修 L=260m 720,000 396,000 93,600 207,000 IL=845m							23,400		
	直接的効果 事 (定量的・定性的 業 効			作物の生産性向上(農業用水の安定確保) 営農経費の節減(農道の拡幅、舗装による通作条件の改善) 維持管理費の節減(水路、農道の改修による労力・経費の節減) 耕作放棄地の発生防止(用水の安定確保、通作条件の改善)									
	果	間接的効果 (定量的・定性的)		新作放来地の発生的近(用水の女定権味、週作余件の改善) 農業集落の定住促進(農村生活環境の改善) 都市と農村の交流促進(文化伝承施設等の整備)									
	必要性		〇受益農均	〇受益農地面積 : 76.2ha									
			〇地元組織の有無 : (一社)信州アトム(農産物の生産、販売等)										
評価の視点			〇6次産業化への取組 : ひまわり油、一味唐辛子の加工販売										
			〇地域用水 : 農業用水を防火用水等へ利用										Α
	〇生活道			路 : 農道・集落道を生活道路として利用									
	重要性		〇関連計画、重点施策との整合 : 第3期長野県食と農業農村振興計画、第8次長野県土地改良長期計画、阿南町総合計画										評価
			〇地域指定 : 特定農山村、過疎、振興山村										
			〇人・農地プラン: 人・農地プラン実質化済										
			〇日本型直接支払制度 : 多面的機能支払の活動 13組織										Α
			〇用水不足、排水不良 :97.5%										
			〇費用便	〇費用便益比(B/C) : 1.2									
				引: 6年間(R3~R8)									Α
				D比較検討 : 経済比較による工法検討(農業用用排水施設)									
				棄地の解消 : 農村振興基本計画に位置付けあり									評価
	緊急性		○高齢化率 : 高齢化率43.5%○人口減少率 : 35.6%減(国勢調査1980⇒2015年)										
				○人口減少率: 35.6%減(国勢調査1980⇒2015年) ○用水の状況:耐用年数超過工区 58.3%									Α
			〇市ホの水流 : 町田牛敷起廻工区 36.3% 〇事業情報の共有 : 全町民にアンケート調査実施(H30年)										評価
	計画熟度		〇地域の取組 : 各区、水利組合等から要望あり									штш	
			〇地域の合意形成 : 合意形成が図られている(集落説明会14回)										Α
			〇住民との協働 : 多面的機能支払の活動組織(13組織)による維持管理体制あり										
				: 事後・再評価からのフィードバック:8-3									
i	所管認	果意見	用排水路の老朽化や農道の幅員狭小により、営農の継続が困難になっているため、早急に整備する必要がある。また、文化伝承施設などの交流施設の整備を総合的に行い、都市と農村との交流を促進し地域の活性化を図る必要がある。そのため、事業着手が妥当と判断する。										総合評価
		公共事業 会の意見	所管課の意見が妥当と判断する。										Α
		玄の息光 平価案	事業	事業着手 評価監視委員会意見						評価の	D決定	事業	着手
	.		アベウ							,			

